

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

法人税対策 (短期の前払費用の活用)

Q: 当社は代表者に対して地代家賃を支払っています。1年分前払い契約にした方が有利だと聞いたのですが……。

A: 原則として、法人が支出した賃借料や火災保険等の金額のうち、その対象期間が翌事業年度に及ぶ金額については、決算期末日で前払費用として資産計上となります。

しかし、法人が1年以内の短期の前払費用について、継続してその支払日に経費として処理する方法を採用している場合は、税務上もその計算を認めていますので、継続適用を条件に支払日の属する事業年度の損金に算入が可能となります。

そこで、ご質問のように每期継続して支払っている賃借料を、決算期末に1年分を前払いするように契約を締結し、実際にそのとおり支払うと、1年分の費用を先取りすることができることとなります。

ただし、本来、収益と対応させるべき費用(例: 預金や有価証券に運用している借入金の支払利息など)については1年分の短期前払費用でも、原則的な取扱いとなり、未経過分は資産計上となります。

また、決算期末に借入れをして1年分の利息を前払いし、翌期首に借入金を返済して、利息を戻してもらうような方法も、当然認められません。

資金繰りの面を考慮して、1年分を余分に支払うのは、同族関係者や関係会社に支払う土地や建物の賃借料等に限定して適用するのがよいと思われます。

